



## 事務所だよりをお届けします

朝日税理士法人グループとして行政書士事務所を開設して1年4ヶ月、社会保険労務士事務所を開設して6ヶ月が経ちました。この間、個人・法人のお客様を問わずさまざまな業務のお手伝いをさせていただいており、これまでの業務を通して皆様にお役に立つような情報を、3ヶ月に1度、事務所だよりとしてお届けすることになりました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 会社法と法人設立

まずは、最近行政書士業務（具体的には法人設立の手續支援）を行っていきお知らせしたいこと・感じたことについて触れたいと思います。

ご承知のとおり平成18年に会社法が改正施行され、有限会社制度が廃止となりました。法改正前に設立した有限会社は特例有限会社として存続し、法律上は株式会社の扱いとなります。またこのため、新規に法人を設立する場合には、規模を問わず全て株式会社となりました。

### 株式会社ができるまで

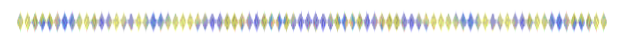
株式会社設立の理由はいろいろあると思いますが、設立手續のためには何をすれば良いのか、簡単にまとめると以下のとおりです。

- ①会社概要の決定：商号・本店所在地・事業内容・資本金・会計期間・役員等について、言い換えれば会社の組織や運営方法等、事業活動上重要な規則を決め、定款という文書又は記録にまとめます。
- ②資本金の準備：現在資本金は1円以上であればいくらでも構いません。ただ、設立時に諸経費（登記費用や通信費その他）がかかることや、現実には用意できる額であること等を考えて、その金額を決定します。
- ③法人登記申請：①で決めた会社概要は第三者への対抗要件を備えるため、登記を行わなければなりません。ご自身で登記申請を行うことはもちろん可能ですが、書類の不備等で何度も法務局に足を運ぶことを考えると、司法書士の方に依頼するのも一案です。弊社では提携司法書士事務所のご紹介も行っております。

これだけですと簡単に法人設立ができてしまいそうな印象を受けますが、①の定款については十

分に想定して決定しないと、そもそもの会社設立目的を成し得ず、将来後悔が生じることもあります。定款をどのように決定すれば良いのか等、次号より項目別に詳しくご説明したいと思います。

また、この辺も含めまして朝日税理士法人グループとして法務・税務面からもバックアップさせていただけますので、法人の設立をお考えの方は是非ご相談ください。



### 厚生年金保険料率が改定となります

9月分からの厚生年金保険料率が、現在の1000分の164.12(事業主と被保険者で82.06ずつ負担)から1000分の167.66(事業主と被保険者で83.83ずつ負担)に引き上げられます。保険料率は今後



も毎年1000分の3.54ずつ引き上げられ、最終的に平成29年9月以後は1000分の183で固定されることになっています。これは、平成16年の法改正により「保険給付の額を固定化する

のではなく、給付の財源となる保険料を決め、その範囲内で給付を行う」という考えのもとに決められたのですが、予想以上のスピードで少子高齢化が進行している我国の現状を考えると、新たな負担の可能性も出てくるかもしれません。

### 標準報酬月額が改定となります

今年の4～6月に支払われた給与に基づき決定された新しい標準報酬月額の適用も9月分からとなります。前述の厚生年金保険料率の改定と合わせて、給与計算時には注意が必要です。

当月分給与を翌月支給(末々翌月10日支給等)の事業所では9月分の給与計算時、当月分給与を当月中に支給する(20日々当月末日支給等)事業所では一般的に10月分の給与計算時に新しい標準報酬月額と保険料率を使用することになります。

これは、社会保険料はもともと翌月末に納付するシステムとなっているためです。そのため9月中に入退社した方については社会保険料控除の処理が複雑になる可能性がありますので、ご不明な場合はお問い合わせください。

(文責：行政書士・社会保険労務士 久保祐子)

